

## ●各種連絡事項資料

### 目 次

〈障害福祉課管理係〉	
富山県障害者計画（第4次）の概要	1
富山県虐待通報窓口について	2
ヘルプマークについて	3
富山県障害者芸術活動支援センターばーと◎とやまについて	5
〈障害福祉課自立支援係〉	
令和2年度障害者工賃向上支援（農福連携含む）について	6
〈障害福祉課地域生活支援係〉	
令和2年度発達障害に関する取組み（県障害福祉課分）	7
富山県発達障害児支援体制イメージ及びほっぷの事業概要	8
発達障害支援ハンドブック 2020年度版「ひとりじゃないよ」について	9
医療的ケア児等支援者及びコーディネーター養成研修事業	10
障害福祉事業所を対象とした	
重症心身障害・医療的ケアに関する事業について	11
重症心身障害児（者）等受入促進事業のご案内	13
喀痰吸引等研修受講推進事業のご案内	15
令和2年度本県における手話関連施策の状況	16
〈健康課精神保健福祉係〉	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
令和元年度富山県精神障害者支援人材育成研修事業	18
富山県依存症相談支援センターについて	19

# 富山県障害者計画(第4次)の概要

## I 計画の基本的な考え方

### 1 計画の趣旨

現計画期間の成果と課題、障害者の現状、国の障害者施策に加え、「元氣とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画(第2次改定版)」や国の障害者基本計画(第4次)などを踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を策定する。

### 2 計画の性格・位置付け

- ① 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画
- ② 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画
- ③ 障害のある人を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画
- ④ 「元氣とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画(第2次改定版)」の個別計画

### 3 計画の期間 2019年度～2023年度(5年間)

### 4 基本理念

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築を目指します。

### 5 障害者の概念

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

### 6 基本的視点

- 1 障害者本人の自己決定を尊重する
- 2 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進する
- 3 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開する
- 4 障害者の特性に応じたきめ細かな支援を実施する
- 5 ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する

## II 計画の推進体制

- 1 障害保健福祉圏域 4圏域(富山、高岡、新川、砺波)
- 2 施策の推進体制 幅広い分野での連携  
国・市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体との連携
- 3 計画の進行管理 障害者施策推進協議会に進捗状況等を適宜報告

## II 計画の内容(合計472の施策)

法:障害者基本法  
条約:障害者の権利に関する条約

### I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備(147施策)

- 1 障害及び障害のある人に対する理解の促進(法第7条/条約第8条,第10条)
  - (1)啓発・広報活動の推進
  - (2)福祉教育の推進
  - (3)地域における交流の促進と県民の参加
  - (4)ボランティア活動の推進
- 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止(法第4条,23条/条約第10条,12条,14条,16条)
  - (1)障害を理由とする差別の解消
  - (2)権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 コミュニケーション支援体制の確立(法第22条/条約第9条,21条,24条関係)
  - (1)情報バリアフリー化の推進
  - (2)情報提供の充実
  - (3)コミュニケーション支援の充実
- 4 住みやすい生活環境の整備(法第20条,21条/条約第9条,19条,20条,28条)
  - (1)暮らしやすい住まいの整備
  - (2)人にやさしいまちづくりの整備
  - (3)利用しやすい交通、移動手段の整備
  - (4)ユニバーサルデザインの普及
- 5 安心して暮らせるまちづくりの推進(法第22条,26条,27条/条約第9条,21条,24条)
  - (1)交通安全対策の充実
  - (2)防災対策の推進
  - (3)防犯対策の推進
  - (4)消費者トラブルの防止

### II 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実(148施策)

- 1 相談支援体制の整備(法第14条,17条,23条/条約第12条,19条,20条,23条,26条,28条)
  - (1)自立支援の事業及び相談支援体制の整備
  - (2)地域における相談支援体制の充実
  - (3)自立支援センターの整備
  - (4)地域生活支援センターの充実(同10条)
  - (5)障害者グループホームの整備
  - (6)障害者自立支援センターの整備
  - (7)障害者生活支援センターの整備
  - (8)障害者生活支援センターの整備
  - (9)障害者生活支援センターの整備
  - (10)障害者生活支援センターの整備
  - (11)障害者生活支援センターの整備
  - (12)障害者生活支援センターの整備
  - (13)障害者生活支援センターの整備
  - (14)障害者生活支援センターの整備
  - (15)障害者生活支援センターの整備
  - (16)障害者生活支援センターの整備
  - (17)障害者生活支援センターの整備
  - (18)障害者生活支援センターの整備
  - (19)障害者生活支援センターの整備
  - (20)障害者生活支援センターの整備
  - (21)障害者生活支援センターの整備
  - (22)障害者生活支援センターの整備
  - (23)障害者生活支援センターの整備
  - (24)障害者生活支援センターの整備
  - (25)障害者生活支援センターの整備
  - (26)障害者生活支援センターの整備
  - (27)障害者生活支援センターの整備
  - (28)障害者生活支援センターの整備
  - (29)障害者生活支援センターの整備
  - (30)障害者生活支援センターの整備
  - (31)障害者生活支援センターの整備
  - (32)障害者生活支援センターの整備
  - (33)障害者生活支援センターの整備
  - (34)障害者生活支援センターの整備
  - (35)障害者生活支援センターの整備
  - (36)障害者生活支援センターの整備
  - (37)障害者生活支援センターの整備
  - (38)障害者生活支援センターの整備
  - (39)障害者生活支援センターの整備
  - (40)障害者生活支援センターの整備
  - (41)障害者生活支援センターの整備
  - (42)障害者生活支援センターの整備
  - (43)障害者生活支援センターの整備
  - (44)障害者生活支援センターの整備
  - (45)障害者生活支援センターの整備
  - (46)障害者生活支援センターの整備
  - (47)障害者生活支援センターの整備
  - (48)障害者生活支援センターの整備
- 2 地域生活支援センターの整備(同10条)
- 3 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 4 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 5 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 6 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 7 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 8 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 9 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 10 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 11 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 12 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 13 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 14 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 15 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 16 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 17 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 18 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 19 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 20 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 21 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 22 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 23 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 24 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 25 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 26 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 27 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 28 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 29 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 30 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 31 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 32 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 33 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 34 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 35 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 36 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 37 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 38 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 39 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 40 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 41 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 42 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 43 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 44 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 45 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 46 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 47 障害者生活支援センターの整備(同10条)
- 48 障害者生活支援センターの整備(同10条)

### III 質の高い保健・医療体制の充実(80施策)

- 1 保健・医療施策の充実(法第14条,17条,23条,31条/条約第12条,14条,19条,25条,26条)
  - (1)障害の原因となる疾病の予防・早期発見
  - (2)保健・医療体制の充実
  - (3)リハビリテーション提供体制の充実
  - (4)精神保健・医療施策の推進
  - (5)保健・医療を支える人材の育成・確保

### IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実(97施策)

- 1 障害のある子どもへの教育・育成の充実(法第16条,17条/条約第24条,30条)
  - (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進
  - (2)一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進
  - (3)地域教育体制の整備
- 2 雇用・就労の促進(法第15条,18条,19条,23条,24条/条約第19条,24条,26条,27条,28条)
  - (1)障害のある人の雇用促進、就労支援
  - (2)福祉的就労の充実
- 3 社会参加活動の推進(法第25条/条約第30条)
  - (1)スポーツ活動の振興
  - (2)文化芸術活動等の振興
  - (3)社会参加促進事業等の推進

## 富山県虐待通報窓口について

### 1 障害者虐待防止について

障害者の尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進のため、障害者に対する虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障害者の保護、自立支援などを行う、「障害者虐待防止法」が、平成24年10月1日から施行されました。

障害者虐待にあたる行為	
身体的虐待	暴力等により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。また、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要をすること
心理的虐待	脅したり、侮辱する言葉や態度、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をせず、身体・精神状態を衰弱させること
経済的虐待	本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと

障害者虐待の種類	内容	相談・通報窓口
養護者による虐待	身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待	市町村障害者虐待防止センター
障害者福祉施設従事者等による虐待	障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働く職員による虐待	市町村障害者虐待防止センター
使用者による虐待	障害者を雇用する事業主等による虐待	市町村障害者虐待防止センター 又は富山県障害者権利擁護センター

### 2 相談・通報窓口

【富山県障害者権利擁護センター】（富山県厚生部障害福祉課内）

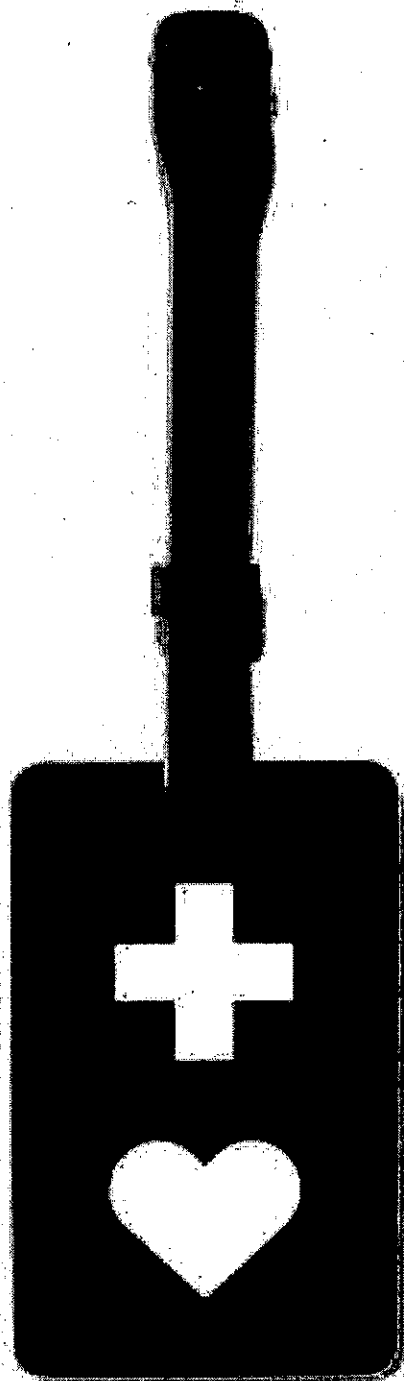
TEL 076-444-3959（平日 8:30～17:00）、080-8695-3726（休日・夜間）

FAX 076-444-3494

E-mail ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



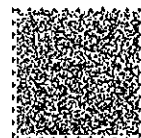
外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。

このマークを見かけたら、困っているようであれば、

電車内で席をゆずる、声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。

平成30年7月 スタート！



## 配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

### 電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると誤解をされるなど、ストレスを受けることがあります。

### 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

### 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

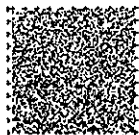
視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

- 下記の場所でヘルプマークを必要とする方に配付しています。

富山県庁障害福祉課／各市町村障害福祉担当課／県厚生センター及び富山市保健所

- ヘルプマークの裏面には、必要な支援が記載されたシールが貼ってあります。みなさまのあたたかいご支援をお願いします。
- ヘルプマークの普及を応援いただける方や事業所にポスター及びチラシをお配りしています。詳しくは県庁障害福祉課までお尋ねください。
- 詳しくは、下記の県庁ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1209/kj00019094.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00019094.html)



(問合せ先)

富山県厚生部 障害福祉課 電話 076-444-3211

障害のある方の芸術活動の支援が富山で始まります。

# 富山県障害者芸術活動支援センター「ばーと」とやま

「ばーと」って？ 「BE」=「ART」「存在すること 生きること」は「表現」そのものです。障害があってもなくても誰もが思いっきり「創作」や「表現」に夢中になれるように、そんな願いを「ばーと」に込めています。

＜人材育成＞  
芸術を目的とした  
ワークショップ

＜ネットワークづくり＞  
様々な分野の方とのネットワー  
クを構築し、アイデアや作品  
の交換などを通じてつながりを  
築いていきます。

＜発掘調査など＞  
県内福祉施設をはじめとする  
事業所などを通して、障害者  
の芸術活動による支援活動の  
状況を知るためのアンケート  
や、作家の発掘調査を行います。

平成30年夏 START!

## ばーと be=ART とやま

＜展示・販売＞  
ワークショップの  
成果を発表する機会  
として、作品の展示や販売  
を行います。

＜相談支援＞  
芸術活動支援に関する相談窓  
口を開設します。

### 芸術って？

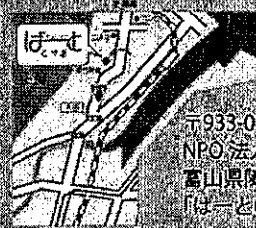
絵画、陶芸、ダンス、演劇、何だ  
かわからないものでもよし、家庭  
で、福祉施設などで取り組んでい  
る活動が対象です。

### アート・ブリュットって？

表現だけが目的で、既存の表現に左右さ  
れない独創性の高い作品などを「生の芸  
術（アート・ブリュット）」と呼びます。  
障害のある人の作品の中でも、特に独創  
性、作家性の高い表現は、美術として評  
価し、創作環境や作品を守っていきます。

### 誰がするの？

国と県による「障害者芸術文  
化活動普及支援事業」の支援  
を受けて、アートNPO工房  
ココベリがこれまでのノウハ  
ウを活かし、取り組んでいき  
ます。



〒933-0115 富山県高岡市伏木吉府元町2番5号  
NPO 法人障害者アート支援工房ココベリ内  
富山県障害者芸術活動支援センター  
「ばーと」とやま

お問合せ、ご相談はこちらまで

☎ : 070-2643-0796

mail : beart.toyama@gmail.com

HP : <https://bearttoyam.jimdofree.com/>

## 令和2年度 障害者工賃向上支援（農福連携含む） 概要

### 1 事業概要

障害者就労支援事業所における障害者の工賃の向上を図るための具体的な方策等を定めた第4期工賃向上支援計画（H30策定）に基づく具体的な事業を実施する。

### 2 全体事業

平成19年度	支援計画策定
平成20年度～23年度	第1期計画に基づく具体的施策実施、検証作業
平成24年度～26年度	第2期計画に基づき具体的施策実施、検証作業
平成27年度～29年度	第3期計画に基づき具体的施策実施、検証作業
平成30年度～32年度	第4期計画に基づき具体的施策実施、検証作業

### 3 実施主体 県（社会福祉法人富山県社会福祉協議会等に委託）

### 4 事業内容（工賃向上支援計画に基づく取組みの推進）

#### (1) 意識向上・共有に向けた取組み

事業所における「経営力」を育成・強化するため、法人・職員の意識改革・啓発、リーダーシップの醸成を目的とした各種研修会を実施するとともに、自主製品の創出等に取り組む事業所に対し備品購入費の補助等を行うことで工賃向上に対する意欲の増大を図るもの。

##### ① 管理者及び工賃引上げ推進員向けマネジメント研修（780千円）

経営分析、経営管理、マーケティング等の研修

##### ② 自主製品創出研修（760千円）

##### 【新】③ 各圏域への出前研修（320千円）

#### (2) 事業所の体制整備

経営視点を導入し、工賃向上の実現性の高い工賃向上計画を作成するとともに、商品の品質向上、新商品の開発などを喚起する。

##### ① 新分野・技術指導研修（922千円）

##### ② 経営コンサルタント派遣（450千円）

##### ③ 商品品質向上等実地指導者派遣（120千円）

#### (3) 地域との連携強化に向けた取組み

##### ① 企業との連携研修（390千円）

企業へのPR方法等の研修

##### 【新】② 一般企業への認知度向上事業（100千円）

##### ③ 共同ネットワーク事業（2,158千円）

事業所等・セルフ協における共同窓口設置

#### (4) 多様な就労の場の確保／施設外就労の活用

##### ① 施設外就労移行支援研修（800千円）

##### ② とやま農福連携障害者支援マルシェ事業（2,000千円）

##### 【新】③ 農福連携マッチング事業（2,900千円）

農業経営体と障害福祉サービス事業所のマッチングを支援するための農福連携コーディネーターを1名配置

### 5 予算額

11,700千円

## R.2 発達障害に関する取組み（県障害福祉課分）

### ① 富山県発達障害者支援地域協議会の開催

本県における支援体制の整備・強化等について関係機関で協議

### ② 発達障害者支援センターによる相談支援、助言等

開設年月：平成15年7月（一元化：平成28年4月～）

人員体制（R1）：6名 ※職員4名、マネジャー2名（+兼務2名（センター長、科長））

(組織)	発達障害者支援センター「ほっぷ」 (富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内)	
(人員体制)	センター職員 (4名)	地域支援マネジャー (2名)
	幼児 小 中 高 成人	市町村体制支援、困難ケース支援

### ③ 地域支援マネジャー（2名）の配置

内容：市町村への巡回指導や困難ケースへの助言・支援を実施 ※臨床心理士、相談支援専門員

### ④ ベアレント・トレーニング事業

内容：①障害児や保護者を対象とした講座、②講座の指導者となる保健師等の育成

### ⑤ ベアレントメンター養成研修

内容：発達障害児者を持つ保護者からの相談や悩みに適切に対応できる人材の育成  
対象者：発達障害児者を持つ先輩保護者

### ⑥ 保護者サロン

内容：発達障害児を持つ保護者（主に県東部在住）が他の保護者と交流や相談する場を提供

### ⑦ 発達障害ピアサポート推進事業

内容：発達障害児を持つ保護者（主に県西部在住）が他の保護者と交流や相談する場を提供

### ⑧ 保護者向け講座

内容：発達障害の基礎知識、特性の理解や支援方法 など

### ⑨ アセスメントツール導入研修

内容：発達障害を発見・評価するための手法等の習得  
対象者：県内の保健師、保育士、教員等

### ⑩ 障害福祉サービス事業所向け研修

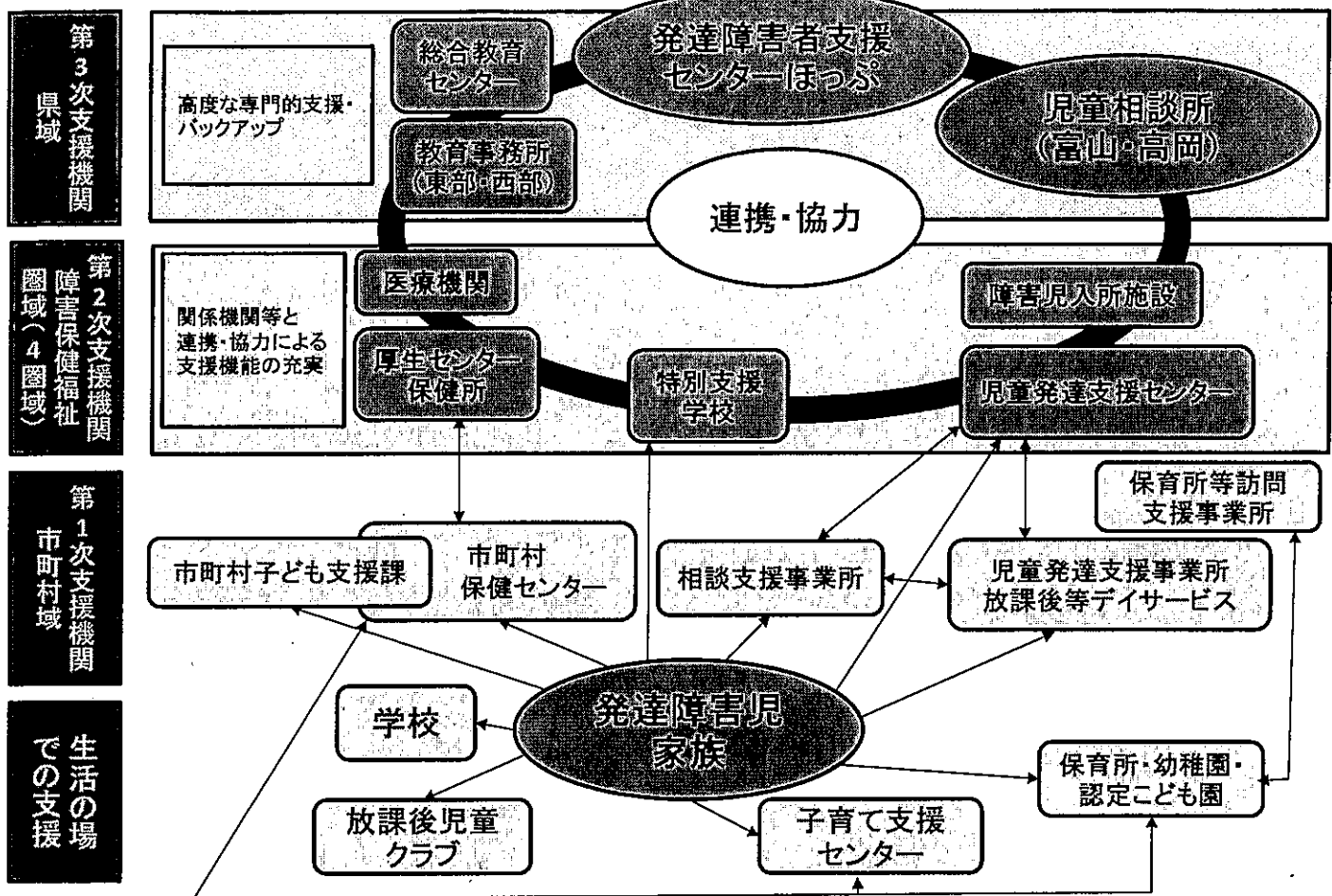
内容：発達障害児支援の概要、地域での取組事例、参加者によるディスカッション など  
対象者：県内の障害福祉サービス事業所の保育士や訓練士等

### ⑪ 発達障害医師対応力強化事業

内容：発達障害のみかた、心理検査の概要、県内における支援体制の状況 など  
対象者：県内の小児科医

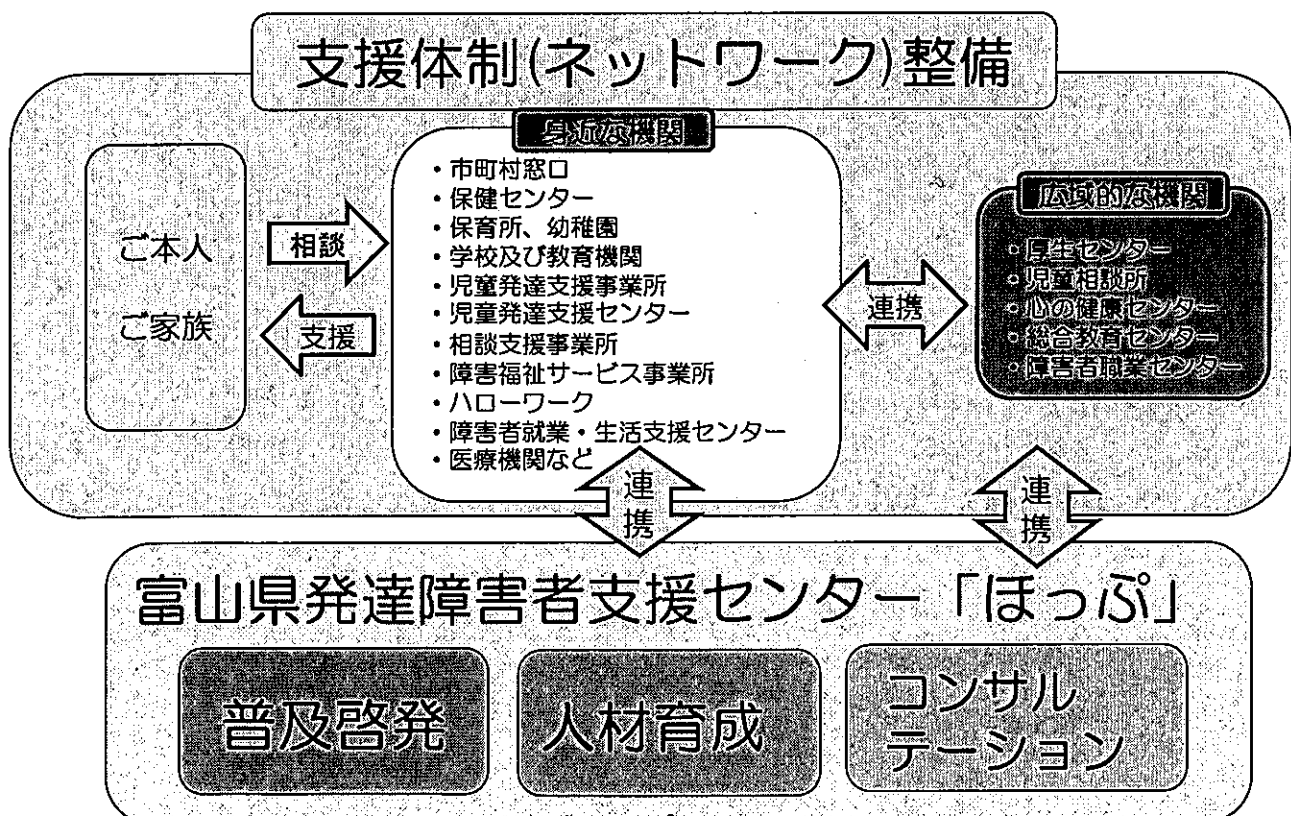


# 富山県発達障害児支援体制イメージ



## 発達障害者支援センター「ほっぷ」の事業内容

「ほっぷ」は、発達障害のある方が身近な地域で必要な支援が受けられることを目指して、その支援体制(ネットワーク)整備を行っています



## 発達障害支援ハンドブック 2020 年度版「ひとりじゃないよ」について

発達障害支援ハンドブック 2020 年度版「ひとりじゃないよ」は、富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」のホームページで内容を閲覧・ダウンロード・印刷することができます。(下記のようなページになっています)

HP アドレス <http://www.toyama-reha-hop.jp/> もしくは  
検索サイトから「ほっぷ ひとりじゃないよ」で検索してください。

発達障害者支援センター「ほっぷ」

TEL.076-438-8415  
〒931-8217 富山県富山市下飯町36番地

トップページ | 「ほっぷ」っての何が? | 就活や就って何げ? | 地域の支援活動 | 支援講座・夜話サロン

トップ・ほっぷの本棚

ほっぷの本棚

発達障害支援ハンドブック

発達障害支援ハンドブック「ひとりじゃないよ」2020年度版 (富山県)

このハンドブックは、気軽に聞いていただけるよう、困ったときの対応の仕方をイラストを交えてご紹介しています。また、相談できる機関をフローチャートでご案内しています。どうぞお役立てください。

乳幼児期

ダウンロードはこちら

発達障害者支援センター「ほっぷ」からの方やそのご家族に向けての、予防・拡大防止のためのチラシです。ご利用ください。

発達障害者支援センター「ほっぷ」からの方やそのご家族に向けての、予防・拡大防止のためのチラシです。ご利用ください。

## 医療的ケア児等支援者及びコーディネーター養成研修事業

### 1 目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」）が地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児等への支援が適切に実施できる人材を養成するもの。

### 2 実施主体

富山県

### 3 実施方法

医療的ケア児等支援者養成研修と医療的ケア児等コーディネーター養成研修の講義共通部分については、同時開催の方法で実施する。

### 4 日程案

日程	内容	研修種別
第1日目	講義	支援者・コーディネーター
第2日目	講義	支援者・コーディネーター
第3日目	演習	コーディネーター
第4日目	演習	コーディネーター

### 5 研修会場

富山県民会館 等

### 6 対象者

#### (1) 支援者養成研修

障害児通所支援事業所、保育所、放課後等児童クラブ及び学校等において医療的ケア児を支援している者及び今後支援を予定している者（40名程度を想定）

#### (2) コーディネーター養成研修

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域で医療的ケア児等コーディネーターの役割を担う予定のある者（40名程度を想定）

### 7 研修内容

厚生労働省「医療的ケア児等支援者養成研修カリキュラム」「医療的ケア児等コーディネーター養成研修カリキュラム」に基づき実施。修了者には修了証を発行。

### 8 その他

養成したコーディネーターが、より適切に支援できるようコーディネーター間の連携強化を図るとともに、スキルアップを目指し、フォローアップ研修を実施する。一例として、研修の中で、在宅で生活する医療的ケア児が、災害時において、人工呼吸器等の電源や薬・流動食等が確保でき生命・生活が守られる体制の構築をモデル的に実施することを想定するもの。

障害福祉事業所を対象とした重症心身障害・医療的ケアに関する事業について

1 重症心身障害児（者）等受入促進事業

(1) 趣 旨

重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）等の支援に必要な物品等の購入や施設改修を行った法人に対して補助を行う。

(2) 事業内容

ア 対象者

- ・県内で、医療的ケア児（者）の受入れを行う次の事業所を運営する法人  
（生活介護、短期入所（福祉型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）

イ 補助対象経費

- ・医療的ケアに必要な物品等の購入費  
（人工呼吸器、たん吸引器、血中酸素濃度計 等）
- ・受入れにあたって必要な施設改修費  
（バリアフリー化改修、安全確保のための改修 等）

ウ 補助額

- ・補助上限額 50万円
- ・補助率 1/2以内（県1/2、事業者1/2）

※予算の範囲内で交付

※1法人につき年1回に限る

2 重症心身障害児（者）在宅サービス提供体制整備促進事業

(1) 趣 旨

重症心身障害児（者）への支援方法や対応の注意点等を学ぶ研修会や実技指導等を行う。

(2) 事業概要

ア 対象者

- ・生活介護事業所等の従業者（看護職も含む）

イ 研修内容

- ・座学研修（1日間）  
重症心身障害児（者）の病態生理、日中活動支援、身体介助、生活介助 等
- ・実地研修（2日間）  
移乗、ポジショニング、体位変換、食事介助、入浴介助 等

ウ 場 所

- ・国立病院機構富山病院

### 3 ③ 喀痰吸引等第3号研修受講推進事業

#### (1) 趣 旨

県内の喀痰吸引等第3号研修の登録研修機関を対象に、喀痰吸引等第3号研修の受講費用の補助を行う。

#### (2) 事業内容

##### ア 対象者

- ・県内に事業所を有する社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項に規定する登録研修機関

##### イ 補助対象経費

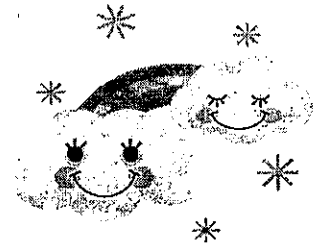
- ・喀痰吸引等第3号研修（基礎研修及び実施研修）の受講費用

##### ウ 補助額

- ・基礎研修：1人当たり15,000円以内、受講料の3/4以内
- ・実地研修：1人1行為当たり2,250円以内、受講料の3/4以内

（例）実地研修を5行為実施した場合、受講生の負担が最大26,250円減額

※予算の範囲内で交付



## 重症心身障害児(者)等受入促進事業のご案内

富山県では、障害福祉サービス等を提供する法人を対象に、医療的ケア<sup>\*1</sup>が必要な重症心身障害児(者)等<sup>\*2</sup>の方の受け入れに必要な環境整備に要する経費を補助しています。

**対象** 次の①と②の両方に該当する法人

- ① 富山県内で、生活介護、短期入所（福祉型）、児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれかを行う事業所を設置する法人。
- ② 令和2年4月以降に、医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)等の方にサービスを提供する法人。

### 補助する経費

- ・ 医療的ケアに必要な物品等の購入費  
人工呼吸器、たん吸引器、血中酸素濃度計などの医療器具その他医療的ケアに必要な物品等の購入費用（ガーゼやカテーテル等の消耗品は除く）。
- ・ 重症心身障害児者等の受入れにあたって必要な施設改修費  
バリアフリー化改修、安全確保のための改修その他受入れに必要な施設の改修費用。

### 補助額

- ・ 50万円以内（1法人につき年1回に限る。）
- ・ 要した費用の1/2以内（千円未満は切り捨て）  
例：費用が100万円以上で、全額補助対象であれば、最高50万円の補助になります。

### 申請に必要な書類

- ・ 申請書・事業計画書・収支予算書 … 以上、指定の様式あり
- ・ 参考資料（受入れ利用児(者)に医療的ケアが必要であることや重症心身障害児(者)であることがわかるもの 等）

\* 補助金交付要綱や申請書等は、県障害福祉課のホームページをご覧ください。  
([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1209/](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/))


### 問い合わせ先及び申請書類提出先

富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
電話 076-444-3213 FAX 076-444-3494  
電子メールアドレス：ashogai Fukushi@pref.toyama.lg.jp


締切 令和3年2月末日

裏面もあります

【\*1「医療的ケア」について】



①点滴の管理	⑩留置カテーテル
②中心静脈栄養	⑪咽頭エアウェイ
③ストーマ（人工肛門）の処置	⑫吸引（気管、鼻腔、口腔）
④酸素療法	⑬導尿
⑤レスピレーター（人工呼吸器）	⑭吸入
⑥気管切開の処置（カニューレ交換、消毒等）	⑮摘便、洗腸などの排便管理
⑦疼痛の看護（鎮痛薬の点滴や注射等）	⑯てんかん発作時の処置や対応
⑧経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）	⑰インスリン注射
⑨褥瘡の処置	⑱その他医療的ケアと県が認めたもの



【\*2「重症心身障害児(者)等」について】 次の①～②のいずれかに該当

- |   |
|---|
| ① 医療ケア及び常時介護が必要な重症心身障害児(者)等であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。            |
| ② 医療的ケア及び常時介護が必要な難病（ALS、筋ジストロフィー）患児(者)であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。 |

## 喀痰吸引等第3号研修受講推進事業のご案内

富山県では、喀痰吸引等第3号研修の登録研修機関を対象に、医療的ケアが必要な方を対象とした喀痰吸引等第3号研修の受講費用を補助しています。

### 対象事業所

富山県内に事業所を有する社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項に規定する登録研修機関

### 補助する経費

喀痰吸引等第3号研修（基礎研修及び実地研修）の受講費用

### 補助額

- ・基礎研修：1人当たり15,000円以内、受講料の3/4以内
- ・実地研修：1人1行為当たり2,250円以内、受講料の3/4以内

**実地研修を5行為実施した場合、受講生の負担が最大26,250円減額**

例：基礎研修の受講料が30,000円、実地研修の受講料が1行為5,000円で5行為受講の場合

⇒受講料(補助前)：30,000円+5,000円×5行為=55,000円+保険料等  
うち補助額：15,000円+2,250円×5行為=26,250円+保険料等

### 申請に必要な書類

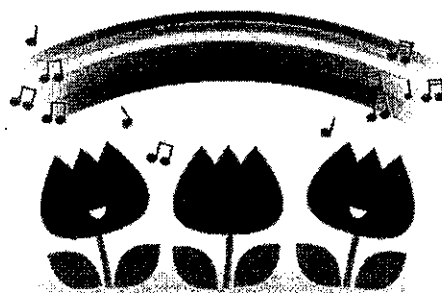
- ・申請書・事業計画書・収支予算書 … 以上、指定の様式あり
- ※申請される場合、登録研修機関は開講前に問い合わせ先までご連絡ください。

**\*補助金交付要綱や申請書等は、県障害福祉課のホームページをご覧ください。**

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1209/kj00011553-005-01.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00011553-005-01.html)


### 問い合わせ先及び申請書類提出先

富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
電話 076-444-3213 FAX 076-444-3494  
電子メールアドレス：[ashogai-fukushi@pref.toyama.lg.jp](mailto:ashogai-fukushi@pref.toyama.lg.jp)





## 本県における手話関連施策の状況（R2）

<p>手話関連施策の策定、推進 (第7条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第4次富山県障害者計画」(H31年度～R4年度)への手話関連施策の明記</li> <li>○ 富山県手話施策推進協議会の開催 手話関連施策について意見聴取等を行う。</li> </ul>
<p>相談及び意思疎通の支援体制の整備 (第8条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる相談支援(県から運営費を補助)</li> <li>○ 県専任の手話通訳者(2名)の設置 障害福祉課と県聴覚障害者センターに県専任の手話通訳者を配置し、県主催行事や聴覚障害者の来庁時等において手話通訳を行う。 また、県内の公的病院等とインターネット回線を介してコミュニケーションを図る遠隔手話通訳サービスを提供する。</li> <li>○ 市町村の手話通訳者設置への支援</li> <li>○ 手話通訳者の派遣</li> <li>○ 県職員等向け手話講座の実施 県職員研修所において、県職員や市町村職員、教員を対象に実施する。</li> <li>○ 聴覚障害者向け生活訓練の実施 コミュニケーション・情報機器等に関する講習会を実施する。</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>富山県手話通訳条例</p> </div>
<p>手話による情報発信等 (第9条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事定例記者会見の動画への手話通訳の挿入 県ホームページに掲載する知事定例記者会見の動画に、手話通訳を挿入する。</li> </ul>
<p>手話通訳者の確保、養成等 (第11条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話通訳者の養成研修 一般、実践、現任の各研修の実施や講師養成講習会への派遣を行う。</li> <li>○ 手話通訳試験等の受験料への助成 手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験の受験者に対して、受験料の半額を助成する。</li> </ul>
<p>手話を学ぶ機会の確保等 (第13条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる普及(県から運営費を補助) 広報誌の発行、ホームページの運用、テキスト等の販売、センター研修室や情報機器の貸出しを行う。</li> <li>○ 字幕入り映像ライブラリー作品の制作、貸出し 聴覚障害者情報文化センターが制作した字幕入りDVD等を県聴覚障害者センターで貸出す。</li> <li>○ 手話普及活動への補助 県内の手話サークル等が民間団体や企業等に対して手話の普及活動を行う際に、その費用の一部を補助する。</li> <li>○ 「みんなで手話を知ろう、学ぼう」キャンペーンの推進 県聴覚障害者協会等とともに、広く県民に対して様々な機会を捉えて手話等について知る、学んでもらう取組を展開する。</li> </ul>
<p>学校における手話の普及 (第14条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援学校・小中学校教職員向け手話研修の実施 ろう者等による手話研修会やミニ手話学習会を開催する。</li> <li>○ 幼児児童生徒等への手話の学習機会の提供 幼児児童生徒、保護者に対して、ろう者等による手話学習会を実施する。</li> <li>○ 一般の学校における手話の理解と普及の推進 総合的な学習の時間等を活用した手話体験などを実施し、優れた取り組みを紹介する。また、手話の理解を深める小学生向け学習資料を配付し、手話に関する学習を推進する。</li> </ul>

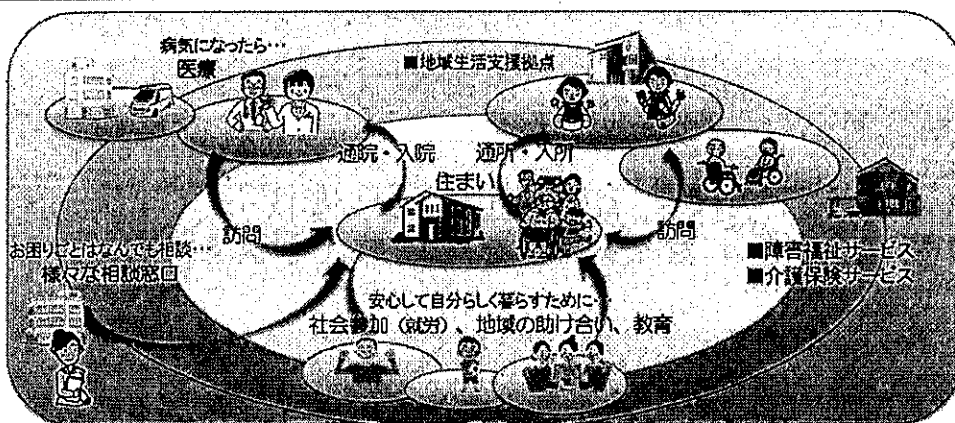
## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。このため、平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を、①全ての市町村ごと、②全ての圏域ごと、③県全体において設置することを目指します。

項目	目標値	考え方
【成果目標】 保健、医療、福祉関係者による協議の場（市町村ごと）	15 市町村	協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況
【成果目標】 保健、医療、福祉関係者による協議の場（圏域ごと）	4 圏域	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況
【成果目標】 保健、医療、福祉関係者による協議の場（県全体）	1 箇所	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



#### 圏域の考え方

日常生活圏域

基本圏域(市町村)

障害保健福祉圏域

※地域包括ケアシステムは、日常生活圏域単位での構築を想定  
 ※精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、障害保健福祉圏域ごとに、精神科医療機関・その他の医療機関・地域援助事業者・市町村による連携支援体制を確保

（出典：厚生労働省資料）

## 令和元年度精神障害者支援人材育成研修事業

### 1 目的

これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進める。

令和元年度は、相談支援事業所及び地域包括支援センターの職員を対象に研修を実施した。

### 2 日程及び内容（全2日）

日程	内容
研修1日目 12月6日（金）	講義1『精神障害者の障害特性の総論的理解』 講義2『障害特性の理解と具体的な対応①統合失調症、気分障害』 演習A（グループワーク）『対応方法と援助技術』 講義3『障害特性の理解と具体的な対応②老年期・依存症・発達障害』 演習B（グループワーク）『対応方法と援助技術』
研修2日目 12月10日（火）	施設見学『ゆりの木の里、谷野呉山病院』 講義4『当事者の思い（当事者からの講演）』 講義5『社会資源と連携、家族支援』 演習C（グループワーク）『効果的な支援のための連携』

### 3 会場

講義：富山県民会館

訪問見学：ゆりの木の里、谷野呉山病院

### 4 修了者 31名

### 5 備考

当研修は、計画相談支援給付費の「精神障害者支援体制加算」の算定要件である「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」に該当する。

# 富山県依存症相談支援センター

アルコール・薬物・ギャンブル等に依存している本人や家族の方などを支援します。

専門スタッフが相談に応じ、保健・医療・福祉・司法等の関係機関と連携し、

回復に向けての具体的な方法をとともに考えます。

また内容に応じて、適切な関係機関におつなぎします。

依存症は誰でもなりえる病気です。

自分で止めようと思っても、止められない病気なのです。

回復可能な病気なので是非、ご相談ください。

## ご利用案内

### 利用される方

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存状態にある本人や家族等

### 相談方法

電話・来所等により相談に応じます。

(来所相談は予約制です) ※秘密は厳守いたします。

### 相談時間

月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00

祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

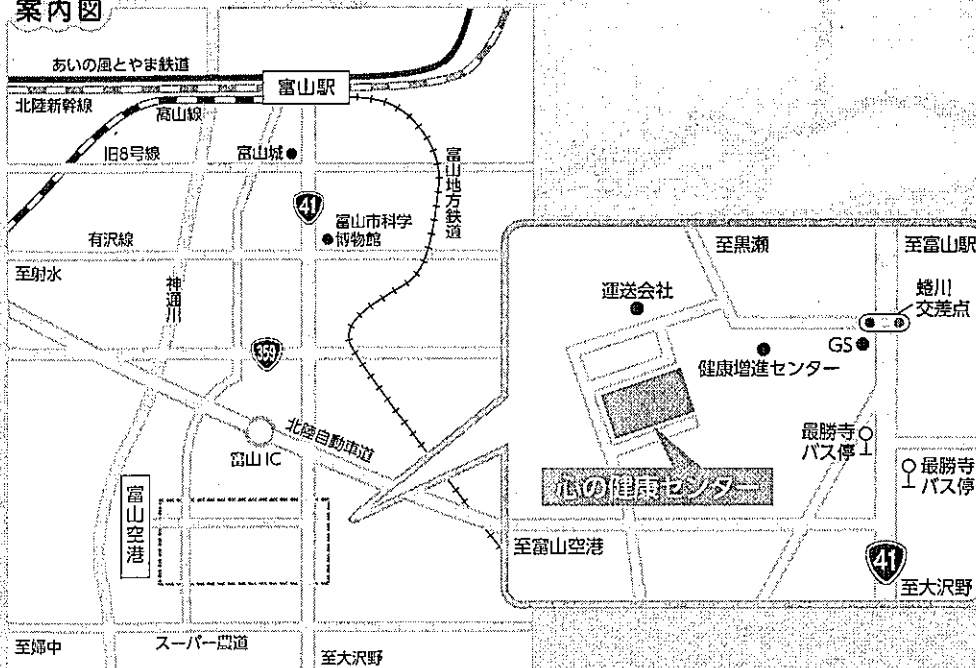
### 専用電話

TEL 076-461-3957

### 場 所

富山県心の健康センター内(〒939-8222 富山市蛸川459-1)

## 案内図



## 交通機関

路線バスを利用される方は  
富山駅前バス乗り場から⑨番乗り場  
笹津行・猪谷行・春日温泉行  
最勝寺で下車(バス停から徒歩10分)

お車を利用される方は  
富山インターチェンジから、国道41号を  
700mほど南下(大沢野方面)し  
蛸川交差点で右折

# 依存症は誰でもなりえる病気です。

回復可能な病気です。

自分で止めたくても止められなくなる病気です。

止めたいと思ったことはありませんか？

本人だけでなく支援しておられる方のご相談もお受けします。

## 一人で悩まずに、まずはご相談ください。

やめたいけど、やめられない  
何度かやめようとしたが挫折した  
自分でコントロールができない  
もうしないと約束しても続かない

家族に嘘をついてでもやりたい

仕事よりも優先

家族よりも優先

何よりも優先

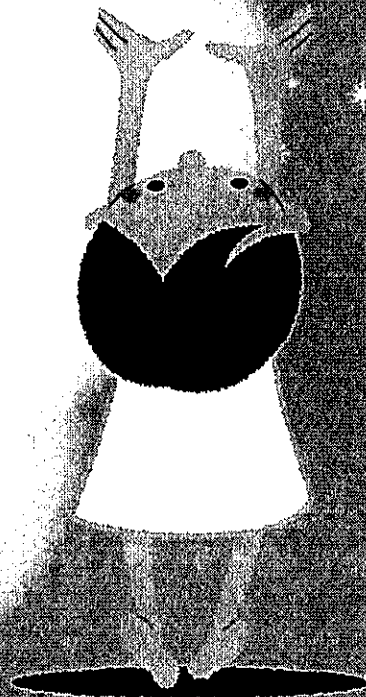
借金してでも続けてしまう

やっていることに罪悪感がある

本当はもうやめたい

やめて普通に生きたい

相談は無料で  
行います  
(秘密厳守)



# TEL 076-461-3957

月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00

祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

## 富山県依存症相談支援センター